

第 11 期 貸 借 対 照 表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	38,392	流 動 負 債	7,264
現 金 及 び 預 金	6,010	買 掛 金	860
売 掛 金	9,763	未 払 金	704
商 品	2,007	未 払 費 用	3,024
前 払 費 用	247	未 払 消 費 税 等	1,001
繰 延 税 金 資 産	641	預 り 金	173
未 収 入 金	721	賞 与 引 当 金	1,500
短 期 貸 付 金	19,000	負 債 合 計	7,264
固 定 資 産	182	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	146	株 主 資 本	31,309
工 具、器 具 及 び 備 品	146	資 本 金	10,000
無 形 固 定 資 産	36	利 益 剰 余 金	21,309
電 話 加 入 権	36	そ の 他 利 益 剰 余 金	21,309
		繰 越 利 益 剰 余 金	21,309
		(当 期 純 利 益)	(86)
資 産 合 計	38,574	純 資 産 合 計	31,309
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,574

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項の注記

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）・・・定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。
また、有形固定資産の取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。
なお、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- ②リース資産・・・・・・・・・・・・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。
なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 引当金の計上基準
賞与引当金・・・・・・・・・・・・・・従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (4) 消費税等の会計処理・・・・・・・・・・・・税抜方式によっております。
- (5) 重要な会計方針の変更
(資産除去債務に関する会計基準等)
当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。